平成２５年（フ）第２０１号
高知市城山町12番地８　町田コーポ２Ｆ202
債務者　吉本　保秀
1　決定年月日時　平成25年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２０２号
高知市城山町12番地８　町田コーポ２Ｆ202
債務者　吉本　修子
1　決定年月日時　平成25年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３７号
岩手県奥州市江刺区岩谷堂字向山３番地148、旧住所千葉県船橋市小室町3293番地　小室住宅６棟503号
債務者　齋藤　将吾
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第３８号
岩手県奥州市水沢区字北田138番地１　後藤アパート５号棟217号室
債務者　及川　吉成
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第６５０号
埼玉県川口市青木１丁目18番５―810号
債務者　小幡　美貴
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６６７号
埼玉県上尾市緑丘２丁目11番14号　プログレス緑丘弐番館101
債務者　荒井　友子（旧姓三代）
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７１４号
埼玉県川口市領家２丁目２番16号　稲垣荘205号
債務者　稲垣　嘉人
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７３７号
さいたま市浦和区元町１丁目１番10号　島本マンション102
債務者　舛田　正敏
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７４２号
埼玉県上尾市井戸木４丁目34番地11
債務者　我妻　愛子
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７５６号
埼玉県川口市北原台１丁目29番12号
債務者　石塚由香里
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７８６号
埼玉県鴻巣市逆川２丁目３番16号
債務者　島田　勝雄
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２６９号
埼玉県春日部市備後西４丁目10番18号　タイガーズマンション武里201号
債務者　甘利　正文
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１１号
千葉県香取郡神崎町古原乙339番地30
債務者　梅原　照子
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２５年（フ）第１２号
千葉県香取郡神崎町古原乙339番地30
債務者　梅原　裕久
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２５年（フ）第３０５号
愛知県額田郡幸田町大字高力字蒲原32番地１、前住所愛知県岡崎市福岡町字西後田52番地　グランパスＡ301
債務者　前田　増治
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第９７号
佐賀県伊万里市大坪町丙2051番地１
債務者　前田　弘樹
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１２４６号
札幌市北区新琴似８条５丁目６番10号　かねかマンション７号
債務者　小林　　久
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部